

基本報酬算定区分及び加算別提出書類一覧【就労継続支援A・B】

下表の該当する書類を添付すること。○印は必須、△印は算定方法によっては必要

		基本報酬算定区分「就労継続支援A型」	基本報酬算定区分「就労継続支援B型」	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	食事提供体制加算	就労移行支援体制加算	重度者支援体制加算	目標工賃達成指導員配置加算「B型」	送迎加算	定員超過	職員欠如	自己評価未公表減算	A型利用者負担減免	処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等加算	賃金向上達成指導員配置加算「A型」	社会生活支援特別加算	ピアサポート実施加算「B型の基本報酬（Ⅲ）または（Ⅳ）を算定する場合のみ」	
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	様式第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表	別紙1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	別紙2	○	○	○	○	○※1	○※2			○			○					○	○	○
就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 ※評価点の結果を別紙43-2によりインターネットその他の方法により公表すること	別紙43 別紙43-2	○																		
就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	別紙45		○																	○
福祉専門職員配置加算に関する届出書	別紙7			○	○															
食事提供体制加算に係る体制	別紙8						○													
送迎加算に関する届出書	別紙9-1 別紙9-2										○									
視覚障害者又は言語聴覚障害者の状況	別紙10					○														
就労移行支援体制加算に関する届出書	別紙27							○												
障害基礎年金1級を受給する利用者の状況・割合	別紙28-1 別紙28-2								○											
目標工賃達成指導員対象施設の配置状況	別紙39									○										
賃金向上達成指導員配置加算に関する届出書	別紙44																	○		
賃金向上計画																		○※5		
社会生活支援特別加算に関する届出書	別紙53																		○	
平均利用者数算定表	別紙32	○	○			○		○				○								
就労継続A型事業利用者負担減免措置実施届出書等	様式1~3														○					
資格証の写し				○		△														
研修修了証の写し																				○
運営規程	参考様式														△					
実務経験証明書	参考様式4				△															
工賃向上計画	(県様式)									○※3										
障害福祉サービス等処遇改善計画書	別紙様式2-1~2-4 処遇改善加算→2-1、2-2 特定加算→2-1、2-3 ベースアップ等加算→2-1、2-4															○				
特別な事情に係る届出書	別紙様式4																	△※4		

備考
 ※1 視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者(ガイドヘルパー、手話通訳士など)を明記してください。
 ※2 調理員を雇用している場合は、当該調理員を含む当該事業所の全職員を記載して提出してください。
 ※3 和歌山県知事あてにも提出してください。
 ※4 事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合に提出してください。
 ※5 経営改善計画書を作成している場合は、それを賃金向上計画とすることができる。経営改善計画書を作成していない場合でも、経営改善計画書の様式に必要事項を記載することにより、賃金向上計画とすることができる。

別記様式第7号（第8条関係）

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

令和5年4月14日

（宛先）和歌山市長

住 所 和歌山市今福2丁目7番21号
 事業者 特定非営利活動法人
 氏 名 和歌山自立支援センター
 理事 榎原 吉教

このことについて、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ	トケ化エイカドホウジン ワカヤマジリツシエンセンター			
	主たる事務所の名称	特定非営利活動法人 和歌山自立支援センター			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 641-0044) 和歌山 県 和歌山 市 今福2丁目7番21号			
	連絡先	電話番号	073-426-5578	FAX番号	073-426-5656
	法人の種類別	特定非営利活動法人		法人所轄庁	和歌山県
	代表者の職・氏名	職 名	理事	氏 名	榎原 吉教
代表者の住所	(郵便番号 641-0036) 和歌山 県 和歌山 市 和歌山県和歌山市今福2丁目7番21号				
事業所・施設 の状況	フリガナ	トモニー			
	主たる事業所・施設の名称	とものにー			
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 641-0044) 和歌山 県 和歌山 市 今福2丁目7番21号			
	連絡先	電話番号	073-426-5578	FAX番号	073-426-5656
	管理者の氏名	榎原 哲子			
管理者の住所	(郵便番号 641-0036) 和歌山 県 和歌山 市 和歌山県和歌山市今福2丁目7番21号				

届出を行う事業所・施設の種類の種類	同一所在地において行う事業等の種類	指定年月日	届出の区分	届出適用年月日
	就労継続支援A型事業	平成22年4月1日	1 新規 2 変更 3 終了	令和5年4月1日
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
			1 新規 2 変更 3 終了	
変更内容	変更前		変更後	
関係書類				

備考

- 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、株式会社等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。
- 「届出の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 「変更内容」欄は、「届出の区分」欄において、「2 変更」を選んだ場合、別に定める「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目を記入してください。

提供サービス	定員数	定員規模	多機能型等 定員区分 (※1)	人員配置区分 (※2)	その他該当する体制等	適用開始日	
就労継続支援A型		1. 2人以上40人以下 2. 41人以上60人以下 3. 61人以上80人以下 4. 81人以上 5. 20人以下		1. Ⅱ型 (7.5:1) 2. Ⅱ型 (10:1)	評価点区分 (※8) 1. 評価点が170点以上の場合 2. 評価点が150点以上170点未満の場合 3. 評価点が130点以上150点未満の場合 4. 評価点が105点以上130点未満の場合 5. 評価点が80点以上105点未満の場合 6. 評価点が60点以上80点未満の場合 7. 評価点が60点未満の場合 8. なし (経過措置対象)	令和5年4月1日	
					定員超過	1. なし 2. あり	
					職員欠如	1. なし 2. あり	
					サービス管理責任者欠如	1. なし 2. あり	
					自己評価結果等未公表減算	1. なし 2. あり	
					福祉専門職員配置等	1. なし 3. Ⅱ 4. Ⅲ 5.	
					視覚・聴覚等支援体制	1. なし 2. あり	
					重度者支援体制	1. なし 2. Ⅰ 3. Ⅱ	
					就労移行支援体制	1. なし 2. あり	
					就労移行支援体制 (就労定着者数)	就労定着者数 ()	
買金向上達成指導員配置	1. なし 2. あり						
送迎体制	1. なし 3. Ⅰ 4. Ⅱ						
食事提供体制	1. なし 2. あり						
社会生活支援	1. なし 2. あり						
就労継続A型利用者負担減免	1. なし 2. 減額 (円) 3. 免除						
福祉・介護職員処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象	1. なし 2. あり						
福祉・介護職員等ベースアップ等支給加算対象	1. なし 2. あり						
キャリアパス区分 (※3)				1. Ⅲ (キャリアパス要件 (Ⅰ又はⅡ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5. Ⅱ (キャリアパス要件 (Ⅰ及びⅡ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6. Ⅰ (キャリアパス要件 (Ⅰ及びⅡ及びⅢ) 及び職場環境等要件のいずれも満たす)	令和5年4月1日		
福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分 (※4)				1. Ⅰ 2. Ⅱ	令和5年4月1日		
指定管理者制度適用区分				1. 該当 2. 該当			
地域生活支援拠点等				1. 該当 2. 該当			

訓練給付

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

令和5年4月1日

サービス種類		事業所・施設名		ともに一																							
定員	20	就労継続支援A型事業	20	基準上の必要職員数																							
人員配置区分		(I)																									
職種	勤務形態	第1週		第2週		第3週		第4週		4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数															
		1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月				9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火
管理者	②																										
サービス管理責任者	②																										
生活支援員	①																										
生活支援員	①																										
職業指導員	④																										
生活支援員	③																										
生活支援員	③																										
生活支援員	③																										
賃金向上達成指導員	①																										
職業指導員	③																										
合計																											
当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数																											
サービス提供時間	～																										

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。

注2 *欄は、当該月の曜日を記入してください。

注3 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください(この際、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。)

注4 「職種」欄は、当該事業所・施設に係る職種全てを記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記載するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

注5 常勤換算後の人数の算出に当たっては、直接処遇に係る職員の4週の合計時間数を当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数で除し、小数点以下第2位を切り捨ててください。

注6 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注7 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません)。

就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

事業所名	ともに一	
人員配置区分	①. I型(7.5:1)	2. II型(10:1)
定員区分	1 21人以上40人以下 2 41人以上60人以下 3 61人以上80人以下 4 81人以上 ⑤ 20人以下	
評価点区分	1 評価点が170点以上 2 評価点が150点以上170点未満 3 評価点が130点以上150点未満 ④ 評価点が105点以上130点未満 5 評価点が80点以上105点未満 6 評価点が60点以上80点未満 7 評価点が60点未満 8 なし(経過措置対象)	
評価点の公表	インターネット利用	(公表場所) 日本財団 CANPAN 法人団体情報 (URL) https://fields.canpan.info/organization/detail/1384221311#attached
	その他	事業所内の休憩室に掲示

注1 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年厚生労働省告示第88号）に基づき評価点を算出すること。
 なお、別添「就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）」も併せて提出すること。

注2 評価点区分「なし（経過措置対象）」は、指定を受けてから1年度間を経過していない事業所が選択する。

注3 評価点の公表については、インターネットを利用した公表方法の場合は、公表場所と当該公表場所のURL等を、
 その他の方法による場合は、その公表方法を記載すること。
 なお、公表していない場合は、減算となるので留意すること。

注4 就業規則等の挙証資料も併せて提出すること。

注5 評価点の公表を事業所内等に掲示して行う場合、掲示していることが分かる写真を添付すること。

就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（全体）

事業所名	とみに一
住 所	和歌山市今福 2 丁目 7 番 2 1 号
電話番号	073-426-5578

事業所番号	3010120685
管理者名	栩原 哲子
対象年度	令和 4 年度

(I) 労働時間		40 点
①1日の平均労働時間が7時間以上		
②1日の平均労働時間が6時間以上7時間未満		
③1日の平均労働時間が5時間以上6時間未満		
④1日の平均労働時間が4時間30分以上5時間未満		
⑤1日の平均労働時間が4時間以上4時間30分未満	○	
⑥1日の平均労働時間が3時間以上4時間未満		
⑦1日の平均労働時間が2時間以上3時間未満		
⑧1日の平均労働時間が2時間未満		
①80点 ②70点 ③55点 ④45点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点		

(II) 生産活動		5 点
①前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がそれぞれ当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上		
②前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賞金の総額以上		
③前年度及び前々年度における生産活動収支のうち前々年度における生産活動収支のみが利用者に支払う賞金の総額以上		
④前年度及び前々年度の各年度における生産活動収支がいずれも当該各年度に利用者に支払う賞金の総額以上でない	○	
①40点 ②25点 ③20点 ④5点		

(III) 多様な働き方（※）		35 点
①免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
◎ ②利用者を職員として登用する制度	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
③在宅勤務に係る労働条件及び勤務規律	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
④フレックスタイム制に係る労働条件	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
◎ ⑤短時間勤務に係る労働条件	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
◎ ⑥時差出勤制度に係る労働条件	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
◎ ⑦有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
◎ ⑧傷病休暇等の取得に関する事項	就業規則等で定めている	
	就業規則等で定めており、前年度の実績がある	
小計（注1）		8
①40点 ②25点 ③20点 ④5点		

(IV) 支援力向上（※）		35 点
◎ ①研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会	参加した職員が1人以上半数未満であった	
	参加した職員が半数以上であった	
②研修、学会等又は学会誌等において発表	1回の場合	
	2回以上の場合	
③視察・実習の実施又は受け入れ	いずれか一方のみの取組を行っている	
	いずれの取組もを行っている	
④販路拡大の商談会等への参加	1回の場合	
	2回以上の場合	
⑤職員の人事評価制度	人事評価結果に基づき定期的に昇給を判定する制度を設け、全ての職員に周知している	
⑥ピアサポーターの配置	ピアサポーターを職員として配置している	
◎ ⑦第三者評価	過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表している	
⑧国際標準化規格が定めた規格等の認証等	都道府県知事が適当と認める国際標準化規格が定めた規格その他これに準ずるものの認証を受けている	
小計（注2）		8
①80点 ②70点 ③55点 ④45点 ⑤40点 ⑥30点 ⑦20点 ⑧5点		

(V) 地域連携活動		0 点
地域の事業者と連携した付加価値の高い商品開発、企業や官公庁等での生産活動等地域社会と連携した活動を行い、その結果をインターネット等により公表している		
1事例以上ある場合：10点		

項目	点数								
労働時間	5点	20点	30点	40点	45点	55点	70点	80点	40
生産活動	5点		20点	25点	40点				5
多様な働き方	0点		15点	25点	35点				35
支援力向上	0点		15点	25点	35点				35
地域連携活動	0点			10点					0

合計	
115	点 / 200点

（※）任意の5項目を選択すること （注1）8以上：35点、6～7：25点、1～5：15点

就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（実績 I ～ IV）

(I) 労働時間

前年度（4年度）

雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間	25,889	時間	雇用契約を締結していた延べ利用者数	6,234	人	利用者の1日の平均労働時間数	4	時間
-----------------------------	--------	----	-------------------	-------	---	----------------	---	----

(II) 生産活動

会計期間（4月～3月）

前々年度（令和2年度）

生産活動収入から経費を除いた額	20,361,663	円	利用者に支払った資金総額	24,531,490	円	収支	▲ 4,169,827	円
-----------------	------------	---	--------------	------------	---	----	-------------	---

前年度（令和3年度）

生産活動収入から経費を除いた額	18,932,331	円	利用者に支払った資金総額	24,443,114	円	収支	▲ 5,510,783	円
-----------------	------------	---	--------------	------------	---	----	-------------	---

(III) 多様な働き方

前年度（4年度）における実績（全体表「(III) 多様な働き方」の各項目において「就業規則等で定めており、前年度の実績がある」と選択した場合に実績を記載）

① 免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度

◎ 免許・資格取得、検定の受検勧奨に関する制度を活用した人数 ● 名

※取得を進めた免許等： ○○○

制度の活用内容： ○○○

② 利用者を職員として登用する制度

◎ 職員として登用した人数 0 名

就業規則 第10条の2（区分の転換 昇進制度）記載
利用者→非常勤職員→常勤職員として
転換、昇進などの項目を設けています。

③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律

◎ 在宅勤務を行った人数 ● 名

※実施した期間： ●月●日～●月●日
就業時間（在宅勤務）： ●時●分～●時●分
職務内容： ○○○

④ フレックスタイム制に係る労働条件

◎ フレックスタイム制を活用した人数 ● 名

※実施した期間： ●月●日～●月●日
就業時間（コアタイム）： ●時●分～●時●分
職務内容： ○○○

⑤ 短時間勤務に係る労働条件

◎ 短時間勤務に従事した人数 1 名

就業規則 第22条（労働時間、休憩時間）記載
通常4時間勤務を原則としているが、利用者の精神や健康上の申し出により2時間又は3時間としている。

⑥ 時差出勤制度に係る労働条件

◎ 時差出勤制度を活用した人数 2 名

就業規則 第22条（労働時間、休憩時間）記載
自宅が遠方で他の事業者との関わりなどが困難で本人の申し出により実施しています。

⑦ 有給休暇の時間単位取得又は計画的付与制度

◎ 計画的付与制度を活用した人数 25 名

就業規則 第28条の4 計画的有給 記載
12月1日 利用者を対象に計画的有給としました。

⑧ 傷病休暇等の取得に関する事項

◎ 傷病休暇等を取得した人数 1 名

就業規則 第35条 休職 記載
6月に体調を崩され、現在も療養中

(※) 当該制度等を活用した任意の1名の実績を記載

(IV) 支援力向上

前年度（4年度）における実績（全体表「(IV) 支援力向上」の各項目の取組ありとした場合に実績を記載）

① 研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会

◎ 研修計画を策定している

◎ 研修実施回数 外部 数回

対象職員数 3 人

うち研修受講者数 2 人

日本財団 高障機構 など

② 研修、学会等又は学会誌等において発表

◎ 研修、学会等又は学会誌等において発表している回数 ● 回

※研修、学会等名 ○○○

実施日 ●月●日

※学会誌等名 ○○○

掲載日 ●月●日

発表テーマ ○○○

③ 視察・実習の実施又は受け入れ

◎ 先進的事業者の視察・実習の実施している

◎ 他の事業所の視察・実習を受け入れている

※先進的事業者名 ウインワークス

実施日/参加者数 3月21日 2人

※他の事業所名 ワークメイト Fstyle

実施日/参加者数 2月28日 2人

④ 販路拡大の商談会等への参加

◎ 販路拡大の商談会等への参加回数 ● 回

※商談会等名 ○○○

主催者名 ○○○

日時 ●月●日

内容 ○○○

⑤ 職員の人事評価制度

◎ 職員の人事評価制度を整備している

◎ 当該人事評価制度を周知している

人事評価制度の制定日 ●年●月●日

人事評価制度の対象職員数 8 名

うち昇給・昇格を行った者 3 名

当該人事評価制度の周知方法
休憩室掲示板に案内

⑥ ピアサポーターの配置

◎ ピアサポーターを配置している

◎ 当該ピアサポーターは「障害者ピアサポーター研修」を受講している

※配置期間 ●月●日～●月●日

就業時間

職務内容 ○○○

⑦ 第三者評価

◎ 前年度末日から過去3年以内に福祉サービス第三者評価を受けている

※評価を受けた日 令和3年3月31日

第三者評価機関
福祉サービス評価センター

⑧ 国際標準化規格が定めた規格等の認証等

◎ 国際標準化規格が制定したマネジメント規格等の認証等を受けている

※認証を受けた日 ●月●日

規格等の内容 ○○○

(※) 実績のうち1事例を記載

各項目について適宜、実績がわかる情報を追加すること。必要に応じて行を増やす等、

福祉専門職員配置等加算に関する届出書（平成30年4月以降）
 （療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・
 就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・
 医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）

1 事業所・施設の名称	とに一		
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	※有資格者35%以上	
	2 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	※有資格者25%以上	
	3 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上	

4 社会福祉士等の状況	① 生活支援員等の総数 （常勤）	2 人	→ ①に占める②の割合が 25%又は35%以上	有・無
	② ①のうち社会福祉士等 の総数（常勤）	1 人		
5 常勤職員の状況	① 生活支援員等の総数 （常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が 75%以上	有・無
	② ①のうち常勤の者の数	人		
6 勤続年数の状況	① 生活支援員等の総数 （常勤）	人	→ ①に占める②の割合が 30%以上	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上 の者の数	人		

賃金向上達成指導員配置加算に関する届出書

1 事業所名	とに一		
2 異動区分	1 新規	② 継続	3 変更 4 終了
3 人員配置	当該事業所に配置すべき従業者（最低基準）に加えて、常勤換算方法で1以上の配置があること。	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
4 計画作成状況	賃金向上計画を作成していること。	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
5 キャリアアップの措置	利用者の就業規則に将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが記載されていること。	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無

注 賃金向上計画は経営改善計画書を作成している場合は省略することも可能とする。
ただし、計画の内容が現実的に達成する可能性があるのかどうかしっかりと確認すること。

【指定就労継続支援 A 型事業所 経営改善計画書】

事業所名称	ともに一		代表者氏名	栩原 哲子	
事業所所在地	和歌山市今福2丁目7番21号				
連絡先	電話番号	073-426-5578		FAX番号	073-426-5656
職員数	8 定員	20 利用者数	24 (うち身体 1 知的 24 精神 その他)		
事業所の設置主体	社会福祉法人 ・ 民間企業 (NPO法人) ・ その他			設立年月日	2010年2月12日
改善計画期間	2022年4月1日 ~ 2023年3月31日 (1年間とすること)				

1 現在、指定基準第192条第2項を満たすことができていない理由と具体的改善策
(詳細かつ具体的に記載すること)

(未達成理由) コロナウイルス感染症拡大の為、自主事業・受託事業であるクリーニング作業が激減し、大きな減収となりました。大きく作業が減った事により、就労時間の短縮を行いました。匡制度の給付金や雇用調整助成金などを使い、利用者資金の確保に努め、利用者さんへの負担を0としています。現在も、感染者数の増減で、事業収入が左右されています。	(具体的改善策) 利用者資金での収入は、国や県、市の制度を使い、大きく補填する事が出来ました。製造力を上げる働き方の工夫や、製造機械の購入なども行いました。しかし、顧客が減少しており、増収には時間が必要であります。工賃引き上げの専門職員も営業等に出来ますが、大きな成果が出ない状況でもあります。今後は、外部講師に指導してもらい機械設備の配置や作業改善を依頼す
--	---

2 現在の事業内容及び計画期間を通じて実施する事業内容

現在の事業内容	計画期間を通じて実施する事業内容
設立当初より、三共レンタルサービス(有)の下請け作業として、タオルの折り畳み作業や、オシボリの加工、配送業務を行っている。自主事業としても同じくクリーニング業を行い、飲食店やサービス業、その他多くの顧客を持ち就労支援事業を行っている。	現在の事業は継続して行い、長期に渡る就労支援事業を行う。今回、購入した機械で新たな商品作りを行い、同商品で単価を上げる工夫を行う。同業者店の視察や実習に伺い、今いるスタッフの資質の向上を行い、新たな作業を習得し、作業範囲の拡大を行う。

(※) 事業内容には、生産活動の内容、対象顧客、市場動向、競合相手の動向、改善後の事業内容に主に従事する者の数や属性(どのような資格、経験等を持った者が担当するか等)について詳細に記載すること

3 現在の生産活動に係る事業の収入額及び計画期間を通じて達成する事業収入目標額 (1年間の額を記載)

現在の収入額	計画期間を通じて達成すべき目標収入額
9,005,156円	22,000,000
(主な費目) 自主事業収益 2,705,156 受託事業収益 6,300,000	(積算根拠) 自主事業収益 3,500,000 受託事業収益 18,500,000

(注) 目標収入額は、「平均利用者数×平均労働時間×最低賃金額×平均利用日数×12か月」以上の額でなければならない。

4 現在の生産活動に伴う経費及び計画期間を通じた必要経費の見込額 (1年間の経費を記載)

現在の経費	計画期間を通じて見込まれる経費
25,155,728	21,615,000
(主な費目) 人件費 23,679,248 賞与手当 255,000 法定及び厚生費 508,866 事務用品費 24,200 修繕費 627,250 雑費 61,164	(積算根拠) 人件費 21,000,000 賞与手当 100,000 法定及び厚生費 400,000 事務用品費 15,000 修繕費 50,000 雑費 50,000

5 生産活動に係る事業の収入－生産活動に伴う必要経費

現在の「収入－経費」	計画期間後の「収入－経費」
-16,150,572	385,000

6 現在の利用者の総賃金額及び計画期間後の利用者の総賃金額

現在の支払い総賃金額	計画期間後の支払い総賃金額
23,934,248	21,100,000
(積算根拠) 給料手当 23,679,248 賞与手当 255,000	(積算根拠) 給料手当 21,000,000 賞与手当 100,000

障害福祉サービス等処遇改善計画書(令和 5 年度)

(福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書)

1 基本情報<共通>

フリガナ	トクテイヒエイリカゾドウホウジンワカヤマジリツシエンセンター			
法人名	特定非営利活動法人 和歌山自立支援センター			
法人所在地	〒	641-0044		
	和歌山県和歌山市今福2丁目7番21号			
フリガナ	サカグチ ヒロシ			
書類作成担当者	阪口 浩敏			
連絡先	電話番号	073-426-5578	E-mail	tomoni@biscuit.ocn.ne.jp

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

福祉・介護職員処遇改善加算
(処遇改善加算)福祉・介護職員等特定処遇改善加算
(特定加算)福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算
(ベースアップ等加算)

2 賃金改善計画について<共通>

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

- I【処遇改善加算】福祉・介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
 II【特定加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
 III【ベースアップ等加算】福祉・介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額
 IV【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計	
① 令和 5 年度の加算の見込額	4,094,760 円
② 賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)	5,006,000 円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I		要件 II		要件 III	
	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算			
① 令和 5 年度の加算の見込額	2,682,780 円	800,124 円	611,856 円			
② 賃金改善の見込額 (右側の額は加算見込額を上回ること)	(a) 3,110,000 円	(b) 1,080,000 円	(c) 816,000 円			

【記入上の注意】

- ・(a)には、処遇改善加算の算定により実施される福祉・介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(b)には、特定加算の算定により実施される福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記載した福祉・介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・(a)~(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

・上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを右欄へのチェック(✓)により誓約すること。

<input checked="" type="checkbox"/>	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← <input checked="" type="radio"/> 要件IV
-------------------------------------	-----------------------------------	---

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めると、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。
 ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることによって算定要件を満たすこととする。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	3,110,000 円
②賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)
	<input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 就業規則 第43条(処遇改善)付則(処遇改善)「パートタイム」にて記載 職業指導員及び生活支援員の正職員には、勤務状況を勘案の上、月額15,000円以上の処遇改善費を支給し給与の引き上げを行う。 契約のあるパートタイマー(その他、時間単位での雇用者)には、勤務状況を勘案の上、時間給に50円以上を上乗せし賃金を引き上げる。 7月11月には、正職員及び契約のあるパートタイマーには、勤務状況を勘案の上、賞与として10,000円以上を支給する。 2月(年度末)に目標額を超過する加算を支給が行われた際は、勤務状況を勘案の上、正職員に賞与として支給する。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 平成 30 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

(2)キャリアパス要件

・ 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所の場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/>
イ 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。		
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。		
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/>
イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。		
イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること 正職員に対して、年に2回以上、優良な他事業所や一般企業への実習や研修を実施する。年に2回以上、事業所へ優良な他事業所や一般企業等から講師を招き内部研修を行う。優良な他事業所や一般企業等から視察や実働(実習)を受け入れ、資質向上の為の評価を得る。	
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること 福祉のサービス向上等の講義受講・資格取得・他施設研修や実習などの際は、シフトの調整、休暇の付与を行う。事業所が認める資格取得に関しては10万円以下の補助金を支給する。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰの場合は必ず「該当」	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/>
イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
具体的な仕組みの内容(該当するものを全てにチェック(✓)すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。	
	<input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。	
	<input checked="" type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者(✓)の求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	1,080,000 円		
②特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
(ア)特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(イ)一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	0.0 人	55.0 人	0.0 人
(ウ)特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	1.5 :	1.0 :	0.5
(エ)要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	2,455 円	1,636 円	818 円
(オ)配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(0 円)	(1,080,000 円)	(0 円)
(カ)BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入		120,000 円	60,000 円
(キ)特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)		円 ←	要件 VII
(ク)経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		2 人 ←	要件 VIII
(ケ)本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数		1 か所 ←	
(コ)「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由	<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()		

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方	<input type="checkbox"/> (A)の経験・技能のある障害福祉人材 小規模事業所であり、加算金額が少額で、一定の基準を満たした職員の賃金改善しか出来ず、設定できない <input type="checkbox"/> (B)の他の障害福祉人材 小規模事業所であり職員数も少なく、経験や技能に格差が無い為、福祉的資格を有する者に支給する <input type="checkbox"/> (C)のその他の職種 (4)(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由) 小規模事業所であり職員数も少なく、経験や技能に格差が無い為、福祉的資格を有する者を(B)とした
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。 就業規則 第43条(処遇改善・特定処遇改善・ベースアップ)などに 記載 (B)の他の障害福祉人材に対し、勤務状況を勘案の上、月額5,000円以上を支給し、一定基準の者の年額を上げる取り組みを行う。 賃金項目は、【特定処遇改善】とする。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

(3) 見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 <input type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input checked="" type="checkbox"/> その他(休憩室への掲示)

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1) ベースアップ等加算の配分要件

- ・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(再掲)	816,000 円
②ベースアップ等による賃金改善の見込額	

福祉・介護	i) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	660,000	円	(100.00) %	要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	660,000 (55,000 円)	円		
その他の	ii) ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	156,000	円	(100.00) %	要件区
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額) (括弧内は月額)	156,000 (13,000 円)	円		

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)		<input checked="" type="checkbox"/>
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)	
	上記以外(必ず選択)	<input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()		
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。		
	就業規則 第43条 (処遇改善・特定処遇改善。ベースアップ)などに記載 管理者を除く、職業指導員及び生活支援員などに、勤務状況を勤案の上、月額3,000円以上を支給し給与の引き上げを行う。 賃金項目は、【ベースアップ加算】とする。		
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。			
(上記取組の開始時期)	令和 4 年 10 月	(<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

6 職場環境等要件について〈処遇改善加算・特定加算〉

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から任意で3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行うこと。なお、処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。
※ 前年度から引き続き加算を算定する場合であり、かつ、前年度に職場環境等要件を満たす取組実績がある事業所において、合理的な理由により当該期間中の実施が困難と見込まれる場合は、当該理由を明記することで、例外的に要件を満たしているものとして差し支えない。なお、その場合であっても、できる限り実施に努めることとする。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 福祉・介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの構成	<input type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> 支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供
合理的な理由により期間中の実施が困難な場合 <small>※ 上記のうち、前年度に取組実績がある項目にチェック(✓)すること。</small>	
理由:	

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 14 日 法人名 特定非営利活動法人 和歌山自立支援センター
 代表者 職名 理事 氏名 棚原 吉教

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について<共通>		
(1)	処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input type="radio"/>
(2)	特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input type="radio"/>
	ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	<input type="radio"/>
(3)	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	<input type="radio"/>

3 処遇改善加算の要件について		
(1)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input type="radio"/>
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること	<input type="radio"/>
	処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること	<input type="radio"/>
(2)	具体的な取組内容が記入・選択されていること	<input type="radio"/>
	処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること	<input type="radio"/>
	具体的な仕組みの内容が選択されていること	<input type="radio"/>

4 特定加算の要件について		
(1)	法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	<input type="radio"/>
	法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	<input type="radio"/>
	「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	<input type="radio"/>
	特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	<input type="radio"/>
	Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	<input type="radio"/>
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input type="radio"/>
	「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	<input type="radio"/>
(3)	見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	<input type="radio"/>

5 ベースアップ等加算の要件について		
(1)	介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	<input type="radio"/>
	その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	<input type="radio"/>
(2)	賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	<input type="radio"/>

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>		
	処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	<input type="radio"/>
	特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	<input type="radio"/>

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>		
	必要な項目が全て選択されていること	<input type="radio"/>

令和4年度平均利用者算定表

令和4年4月～令和5年3月分

ともに一 就労継続支援A型事業

番号	利用者氏名	支援の実施者 (市町村名)	利用回数												合計
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
2	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	21	22	22	20	23	266
3	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	14	20	23	260
4	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	22	20	23	268
5	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	22	22	23	22	23	22	20	23	267
6	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	22	22	23	22	23	21	20	22	265
7	██████ 結白摩	海南市	22	23	22	23	23	22	23	22	20	23	20	23	266
8	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	16	23	20	23	262
9	██████ 結白摩	和歌山市	22	19	22	23	23	22	23	22	23	22	20	23	264
10	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	21	20	23	267
11	██████ 結白摩	海南市	22	22	21	23	23	21	23	22	23	22	19	22	263
12	██████ 結白摩	和歌山市	21	22	22	21	23	21	21	21	21	19	20	23	255
13	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	21	17	22	20	23	261
14	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	23	20	23	269
15	██████ 結白摩	泉南市	0	0	0	0	0	0	0	18	23	13	20	23	97
16	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	22	22	21	19	23	22	20	23	262
17	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	20	22	23	23	20	23	266
18	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66
19	██████ 結白摩	海南市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	22	20	23	268
20	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	21	23	23	22	23	22	16	23	20	23	261
21	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	23	22	20	23	268
22	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	18	23	22	23	21	23	18	20	23	258
23	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	23	22	22	23	20	21	266
24	██████ 結白摩	和歌山市	22	23	22	23	23	22	21	22	20	22	20	23	263
25	██████ 結白摩	和歌山市	21	22	22	21	23	22	21	22	22	19	19	23	257
延べ利用者数合計			526	545	525	520	526	504	518	517	521	506	478	548	6,234
開所日数			26	26	26	26	27	26	26	26	26	24	24	27	310

【平均利用者の算出】

延べ利用者数合計 ÷ 延べ開所日数

$$6,234 \div 310 = 20.2$$

令和5年4月14日

特定非営利活動法人 和歌山自立支援センター 就労継続支援A型事業所 ともに一 における令和4年4月～令和5年3月までの利用回数は、上記のとおり相違ありません。

特定非営利活動法人 和歌山自立支援センター
理事 栩原 吉教